

## モーダルシフト等推進事業実施要領

	平成 24 年 3 月 29 日	国総物第 110 号
改正	平成 24 年 8 月 23 日	国総物第 41 号
改正	平成 25 年 4 月 17 日	国総物第 7 号
改正	平成 26 年 6 月 27 日	国総物第 23 号
改正	平成 27 年 3 月 27 日	国総物第 73 号
改正	平成 28 年 6 月 23 日	国総物第 25 号
改正	平成 29 年 6 月 6 日	国総物第 32 号
改正	平成 29 年 10 月 30 日	国総物第 80 号
改正	平成 30 年 5 月 15 日	国総物第 6 号
改正	平成 31 年 4 月 22 日	国総物第 6 号
改正	令和 2 年 4 月 16 日	国総物第 70 号
改正	令和 3 年 4 月 19 日	国総物第 7 号
改正	令和 4 年 4 月 15 日	国総物第 9 号
改正	令和 4 年 8 月 29 日	国総物第 53 号
改正	令和 5 年 4 月 18 日	国総物第 5 号
改正	令和 6 年 4 月 4 日	国自物第 2 号
改正	令和 6 年 7 月 11 日	国自物第 126 号
改正	令和 6 年 9 月 19 日	国自物第 197 号

この実施要領は、モーダルシフト等推進事業費補助金交付要綱（平成 23 年 6 月 8 日付国政参政第 24 号。以下「交付要綱」という。）に定めるモーダルシフト等推進事業費補助金の交付等モーダルシフト等推進事業（以下「本事業」という。）の実施に当たって必要な事項を定める。

### 1. 用語

この実施要領において使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

### 2. 申請要件

#### (1) 補助対象事業者（交付要綱第 3 条）

交付要綱第 3 条で定める大臣の認定を受けることができる者は、貨物の輸送を委託する者である荷主企業及び貨物を実際に輸送する者である貨物運送事業者等物流に係る関係者によって構成された協議会とする。

なお、貨物の所有権を有する個々の荷主企業が、個別に協議会に参加することが困難な場合にあつては、荷主から貨物の輸送方法について委託を受けた貨物利用運送事業者等（貨物の輸送方法を決定する者に限る。以下この項において同じ。）についても、荷主と同様のものとして取り扱うものとする。

ただし、この場合において、輸送全体で CO<sub>2</sub> 排出量の削減が図られる必要があるため、原則として当該貨物利用運送事業者等にとって、補助対象事業の実施に伴う貨物の取扱量が増加する見込みである場合に限り認めるものとする。

さらに、協議会の構成員、輸送品目及び輸送経路等に鑑み、過去に本事業により補助金の交付を受けた事業と同一であると認められる事業を実施しようとする協議会については、認定を行わないものとする。

## (2) 補助対象事業と補助対象経費（交付要綱第4条及び別表1）

### (ア) 総合効率化計画策定事業

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第4条第1項に規定する総合効率化計画の策定のための調査事業。

#### 補助対象経費

- ① 計画策定のための調査に要する費用（協議会開催等の事務費、データの収集・分析の費用、アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、短期間の実証調査のためのトライアル輸送の費用等）
- ② 総合効率化計画策定事業において、流通業務（輸送、保管、荷さばき、流通加工）の省人化・自動化に資する機器の導入等を計画した場合に要する費用（データの収集・分析の費用、短期間の実証調査のための費用等）

2. (2)内記載の①及び②は、交付要綱別表1内補助対象経費の①及び②を指す。

## (3) 補助対象期間

### (ア) 総合効率化計画策定事業

令和6年11月1日から令和7年2月末までの計画策定のための調査に要する費用を対象とする。

## 3. 補助金の額の算出方法（交付要綱第4条及び別表1）

### (1) 総合効率化計画策定事業

- ①補助率定額（上限額200万円）。
  - ②補助率1/2（上限額300万円）。
- ※①+②＝上限総額500万円。

※3. 内記載の①及び②は、交付要綱別表1内補助対象経費の①及び②を指す。

## 4. 補助対象事業者の認定方法（交付要綱第3条）

### (1) 事業計画の提出

交付要綱第3条で定める大臣の認定を受けようとする場合は、別に定める期限までに、様式1-1の事業計画に、以下の書類を添えて提出するものとする。

- ① 補助対象経費の算出の根拠となる書類（見積書、仕様書、計算書、輸送の実績等を明らかにした書類等）
- ② その他、事業計画を審査する上で参考となる書類（各構成員の事業の概要を記載したパンフレット類や輸送経路・距離、CO<sub>2</sub>排出量等の算出の根拠を明らかにした書類、省人化・自動化に資する機器のパンフレットや説明書等）

### (2) 総合効率化計画策定事業に係る事業計画の審査

大臣は、事業の新規性・波及可能性等を考慮しつつ、本事業を実施する者として認めるときは、交付要綱第 3 条で定める補助対象事業者として認定した旨を、様式 2 により通知するものとする。

## 5. 補助金の交付申請（交付要綱第 5 条）

前項の規定により認定を受けた補助対象事業者は、認定の通知を受けた日から 2 週間以内に、交付要綱第 5 条の規定に基づき、交付要綱第 1 号様式による補助金交付申請書を提出するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、予め届け出た場合に限り、これによらないことができるものとする。

また、事業計画と補助金交付申請書の提出を同時に行うこともできるものとし、この場合、以下(1) ①及び②で掲げる添付書類の提出は省略できる。

### (1) 交付申請書の添付書類

- ① 事業計画（認定を受けた事業計画と認定通知書の写しを添付すること。）
- ② 補助対象経費の算出の根拠となる書類（事業計画の認定申請時に提出したものから変更がない場合は、添付を省略することができる。）
- ③ 振込先調書（様式 3）（協議会名義または協議会の構成員名義の口座を作成し、通帳等口座番号（情報）の確認ができる書類の写しを添付すること。なお、交付申請時に添付できない場合は、交付の決定後速やかに作成の上、提出すること。）
- ④ その他補助金の交付に関して参考となる書類

### (2) 交付決定の通知（交付要綱第 6 条）

交付申請書の内容を審査の上、交付決定を行った者については、交付要綱第 6 条の規定に基づきその旨を通知するものとする。

## 6. 事業計画の変更（交付要綱第 7 条）

交付要綱第 7 条で定める補助対象事業の軽微な変更とは、次の通りとする。

- (1) 補助対象経費の減少額が 20%未満の場合（令和 6 年 12 月末の時点で補助対象期間の終了時点までの補助対象経費の減少額の見込みが 20%未満の場合を含む）
- (2) 次項に基づく月次報告における毎月の輸送実績に鑑み、補助対象期間の終了時点までの輸送見込みが、当初作成された事業計画と比較して 20%未満の割合で下回る場合
- (3) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (4) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

## 7. 中間報告と事業計画の変更、中止又は廃止（交付要綱第 7 条、第 10 条及び第 11 条）

### (1) 中間報告の提出

計画策定経費に対する補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者は、交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、原則として令和 6 年 11 月末日までの補助対象事業の進捗状況（中間報告）を、令和 6 年 12 月 15 日（土、日又は祝日にあたる場合はその前の平日）までに、様式 4-1 により提出するものとする。

### (2) 事業途中での事業計画の変更

補助対象事業者は、補助対象事業が以下の事項に該当する場合は、変更後の事業計画を添えて、交付要綱第7条に基づく交付決定（変更）申請書を速やかに提出するものとする。

なお、下記①および②の変更申請は、令和6年12月末までに行うものとし、それ以降変更申請を行う必要が生じた場合においては、必ずしもこれを行うことを要しない。

- ① 補助対象経費の減少額が20%以上となる場合、又は令和6年12月末の時点で補助対象期間の終了時点までの補助対象経費の減少額の見込みが20%以上となる場合（交付決定額を下回らない場合を除く）。
- ② 前記(1)による毎月の輸送実績に鑑み、令和6年11月末までの輸送実績が、当初作成された事業計画と比較して20%以上の割合で下回る場合（交付決定額を下回らない場合を除く）。
- ③ 前記(1)による毎月の輸送実績に鑑み、補助対象期間の終了時点までの補助金額の見込みが、交付決定額と比較して上回る場合であって、交付決定の変更を受けようとする場合。
- ④ 計画策定のための調査内容又は輸送経路を変更、追加又は廃止する場合。

## 8. 補助対象事業の完了実績報告（交付要綱第12条）

### (1) 提出書類

- ① 補助対象事業完了実績報告書（交付要綱第8号様式）
- ② 事業計画（実績報告）（様式5-1）
- ③ 補助対象経費の実績額を明らかにした書類（契約書、請求書及び輸送の実績等を明らかにした書類等）
- ④ 補助対象経費の支払いを証する書類（領収書、振込金受取書や通帳の写し等。添付出来ない場合は、後日提出する旨を約する確約書を提出すること。）
- ⑤ その他補助対象事業の実績を審査する際に参考となる書類（総合効率化計画策定事業により総合効率化計画が認定された場合は、認定された総合効率化計画 等）

### (2) 提出期限

交付要綱第12条で定める期限（補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は令和7年3月15日（土、日又は祝日にあたる場合はその前の平日）のいずれか早い日）までとする。

## 9. 額の確定及び補助金の支払い（交付要綱第13条、第14条及び別表1）

### (1) 額の確定

完了実績報告書の内容を審査の上、補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金額又は交付決定額（交付決定額を変更した場合は、変更後の額）のいずれか少ない額において交付すべき補助金額を確定し、交付要綱第13条の規定に基づきその旨を通知するものとする。

### (2) 補助金の支払い

確定した補助金について、交付要綱第10号様式による補助金支払請求書に基づき、指定の口座に振り込むものとする。（精算払）

10. 総合効率化計画策定事業に係る補助事業終了後の実施状況等の報告（交付要綱第 11 条又は第 15 条）

(1) 実施状況の報告

交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、補助対象事業者は、補助対象事業が終了した後の補助対象事業に係る実施状況を報告するものとする。

(2) 報告期間及び時期

補助金の交付を受けた補助対象事業者においては、補助対象期間の満了の日の翌月から 2 年間の補助対象事業に係る実施状況（総合効率化計画策定事業については、当該補助事業で策定した総合効率化計画の実施状況を含む）を当該報告対象期間満了の日から 30 日以内に、様式 6-1 により提出するものとする。

(3) 補助金の返還

天災地変や景気の変動等による貨物量の減少等、止むを得ない特段の事情がある場合を除き、前記(2)の報告期間において補助対象事業が継続されていない場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる場合があるものとする。

(4) その他の報告

前記(2)による実施状況の報告以外に、交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、補助対象期間の満了の日までの補助対象事業の実施状況等について、別途提出期限を定めて報告を求める場合があるものとする。

11. 提出方法

上記記載の申請様式等については、郵送または電子メールにて提出することとする。

附 則

この要領は、平成 24 年度の補助金から適用する。

改正後のこの要領は、平成 24 年 8 月 23 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日付け国総物第 73 号）

この要領は、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 28 年 6 月 23 日付け国総物第 25 号）

この要領は、平成 28 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 29 年 6 月 6 日付け国総物第 32 号）

この要領は、平成 29 年度の補助金から適用する。

**附 則**（平成 29 年 10 月 30 日付け国総物第 80 号）

この要領は、平成 29 年 10 月 30 日から適用する。

**附 則**（平成 30 年 5 月 15 日付け国総物第 6 号）

この要領は、平成 30 年度の補助金から適用する。

**附 則**（平成 31 年 4 月 22 日付け国総物第 6 号）

この要領は、令和元年度の補助金から適用する。

**附 則**（令和 2 年 4 月 16 日付け国総物第 70 号）

この要領は、令和 2 年度の補助金から適用する。

**附 則**（令和 3 年 4 月 19 日付け国総物第 7 号）

この要領は、令和 3 年度の補助金から適用する。

**附 則**（令和 4 年 4 月 15 日付け国総物第 9 号）

この要領は、令和 4 年度の補助金から適用する。

**附 則**（令和 4 年 8 月 29 日付け国総物第 53 号）

この要領は、令和 4 年 9 月 2 日の補助金から適用する。

**附 則**（令和 5 年 4 月 18 日付け国総物第 5 号）

この要領は、令和 5 年度の補助金から適用する。

**附 則**（令和 6 年 4 月 4 日付け国自物第 2 号）

この要領は、令和 6 年度の補助金から適用する。

**附 則**（令和 6 年 7 月 11 日付け国自物第 126 号）

この要領は、令和 6 年 7 月 19 日の補助金から適用する。

**附 則**（令和 6 年 9 月 19 日付け国自物第 197 号）

この要領は、令和 6 年 9 月 30 日の補助金から適用する。